

## 平成27年度 第2回大和市障がい者福祉計画審議会会議録（要旨）

日時： 平成27年12月22日（火）14時00分～15時30分

場所： 大和市地域医療センター 2階 講習室

委員： 関水会長、佐藤委員、内藤委員、春日委員、田中委員、村元委員、  
田所委員

（欠席）馬場委員、横川委員、小山委員、仲嶋委員

事務局： 熱田課長、関水係長、下野係長、小野、首藤、登野城、青山

傍聴： 無し

### 会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
  - （1）障がい者福祉計画進捗管理について
  - （2）差別解消法の概要について
4. その他
  - 事務連絡（次回日程等）

#### 1. 開会

#### 2. 会長挨拶

#### 3. 議題

##### （1）障がい者福祉計画進捗管理について（資料1）【資料記載の説明は省略】

事務局：今回お配りした障がい者福祉計画進行管理シートは、代表的なもので、数値管理が可能なものであるという視点に基づいて項目を選んでいる。本日は、抽出項目の妥当性や数値管理項目としてあるべきもの等について、ご意見をいただきたい。

「方針1 個人の尊重」について説明

委員：成年後見開始審判の申立費用の助成とはどういうものか。

事務局：助成がなければ申立てができない方に対して行っている。低所得の方、非課税世帯であり預金等もあまりない方について、家庭裁判所への手続きに必要な

な費用について、上限はあるが助成するという制度である。

委員：1-3 の乳幼児期からの交流について、以前もらった資料では所管がすすく子育て課になっているが、今回ほいく課になっている。名前が変わったのか。また、平成 26 年の件数等を書いていないのはなぜか。もう出ているのではないか。

事務局：所管課については、確認不足のため訂正した。件数については、この指標を管理項目とすることが適切かどうかを今回の審議会にて確認した後、各所管課と調整し、過去の数値を入れ次回に審議としたい。

委員：以前の資料に入っていた家庭児童相談事業については、子育てという注目されているテーマに関わらずなぜカットとなったのか。

事務局：家庭子ども相談事業は虐待に関する相談も含まれてはいるが、虐待以外の相談が多数含まれており、膨大な相談件数の中から虐待の件数を抽出することが困難なため除外している。

委員：児童虐待については他の項目で扱うのか。子育てについては非常に注目されているテーマである。

事務局：児童虐待については、子ども部すすく子育て課が児童虐待専門の協議会を持っている。障がい者福祉計画では、児童の中の障害を持つ子どもの虐待について管理しなくてはならない。年間約 3,000 件~4,000 件受けている相談の中で、子育て相談ではなく虐待、更に障害児を抽出するのは困難である。障害児については、ネグレクトなどの問題も起こりやすいのは確かだが、件数としては少ないと認識している。本計画では主に障がい者の虐待について管理していきたいと考えている。児童虐待については、すすく子育て課がホームページ等を作っているの、確認してもらいたい。

事務局：「方針 2 支え合いによる地域福祉の推進」について説明。

委員：2-4 防災・緊急体制の充実について、精神障害者は地域に話を歩いていくという特別な状況があるが、登録すると民生委員全てに情報がいくようになっているのか。

事務局：登録した個人情報があるように扱われ、守られるのかということ。また、ど

のように活用されるかについてお答えする。全ての自治会がこのシステムに今年度ご加入いただいた。登録、同意をいただいた方については自治会、民生委員と情報を共有することになっている。その後の具体的な対応については自治会によって非常に温度差があるのが現状である。しかし、登録した方については、地域にそのような方がいるという情報は全ての自治会に行き渡る。

事務局：「方針3 ライフステージに応じた生活支援」について説明

委員：3-1 情報提供の充実・多様化について、手話・筆記通訳者については、具体的にどのように何を充実させる予定か。毎年充実させてほしいとお願いしている。どのように利用することができるのか含めて聞きたい。

事務局：現在も病院・学校・就労等について手話が必要な場合、障がい福祉課に依頼をいただき派遣している。加えて、現行週に1回障がい福祉課窓口到手話通訳を設置しているところを、できるだけ毎日対応できるよう検討している。

委員：少しは増えるということか。

事務局：決定はしていないが、障がい福祉課としてはそのように要望を出している。

委員：近い将来は増えるということを期待している。

委員：3-5 就労の支援の中の障がい者雇用促進支援事業について、補助金を交付するとあるが、定着するよう事業主とつなげる支援はしているのか。

事務局：面接から就職、フォローアップに関する人的支援については、障害者自立支援センターにて行っており、多くの実績がある。

委員：情報がなかなか入って来ないため分からないことが多いが、そのようにやっていただいていることがわかると励みになる。

事務局：障害者自立支援センター所長より、これまで団体等にアピールしたことなどがあれば説明していただきたい。

委員（自立支援センターセンター長）：開設当初は広報活動として団体を回っていたが、最近はそのような活動は行っていない。開設から10年が経っているため、活

用してもらえらる機能など、また説明させていただく機会を作りたいと考えている。

事務局：「方針4 地域生活移行の推進」について説明

委員：質問等なし

事務局：「方針5 快適な生活空間の整備」について説明

委員：質問等なし

## **(2) 差別解消法の概要について（資料2）【資料記載の説明は省略】**

事務局：平成28年4月1日と施行が迫ってきている。内容を確認、周知をしていただきたい。

委員：調整する機関は障がい福祉課でよいのか。

事務局：本法案の対象は市町村のみではなく、全ての事業者が対象である。病院であれば厚生労働省、小売店等は経済産業省などが指針をつくる。また、市でも、道路については都市施設部が担当になり、学校に関する事項であれば教育委員会が担当と既存の各所管にある相談窓口で対応していくことになる。まだ始まったばかりの法律なので、どこに相談すべきか迷う場合などは、障がい福祉課にご相談いただき、担当部署へ引き継ぐようにする方向で考えている。

## **4. その他**

事務連絡：次回は進行管理シートに数値を加え検討したい。

次回審議会開催は3月を予定している。

会長：以上を持ち、本日の議題は全て終了。長時間のご審議ありがとうございました。

以上